

公立学校共済組合神奈川支部（予算）運営審議会 概要

- ・実施日時 平成27年3月25日（水） 10時～11時30分
- ・実施場所 公益財団法人神奈川産業振興センター 第2会議室
- ・出席委員 8名

1. 会長あいさつ

2. 議案の説明

平成27年度 公立学校共済組合神奈川支部 事業計画及び予算について

3. 報告事項

- (1) 箱根保養所（ひめしゃら）の経営状況等について
- (2) 平成27年度以降の「退職予定者等説明会」の開催時期等について
- (3) 休業手当金の支給期間の見直しについて
- (4) その他

4. 質疑応答

質疑 ① メンタルヘルス対策事業については「労働安全衛生法」の改正により、事業主に「ストレスチェック」の実施が義務付けられたことから、事業主である神奈川県が実施するという法の趣旨は理解している。

この法改正により、支部ではメンタルヘルス対策として、メンタルヘルス啓発用リーフレットの作成と配付を実施するとしているが、これは共済組合に言うことか、県でもどこに言ったらいいのか悩ましいところだが、県内の市町村では、どれぐらい「ストレスチェック」を実施しているか、1年経過した段階で検証していただくことをお願いしたい。

そうした検証を行うことで、メンタルヘルス啓発用リーフレットを作成し、発送する事業の実効性が担保されることとなるのではないかと。

質疑 ② ひめしゃらの利用券については、限定されていた使用形態を見直し、「ひめしゃら」でのすべての支払いに使用できるとしたことは、利用が促進され、利用状況改善に繋がる具体的な取り組みとして大変評価している。

ひめしゃらの経営改善については、過去も努力をしていただいていると考えてはいるが、今回のような「ひめしゃら券」の活用方法を見直すなどの即効性、実効性のある施策に辿り着くまでに時間がかかり過ぎるという思いはある。

「ひめしゃら券」の見直しについては、過去に何度となくやり取りをした経緯もあるが、今回の具体的な取り組みについて大変評価をしているので、今後はこの方向性を堅持していただき、ひめしゃらの利用状況の向上に努めていただき、箱根という日本有数の観光地に保養所を維持していただきたい。

回答 ① 「ストレスチェック制度」については、法による義務付けが実施されたということは、強化されたということであり、健康管理者である県、市町村それぞれが実施していくことが大前提にある。

市町村が学校設置者の義務として実施しなければならないことについては、厚生課の立場、又、共済組合としての立場で周知に努めているが、現時点では、必ずしも認識が十分な市町村ばかりではないと考えている。また、健康管理者という点では、県も市町村も同じ立場であり、難しい面もある。

法律において、県が行うことと整理された事業について、共済組合が行うことは難しいが、健康管理者である県と保険者である共済組合それぞれの役割の中で、市町村による「ストレスチェック」がより効果性のあるものとして実施されるよう努めていきたいと考えているし、どういう形になるかはわからないが、一定期間経過した時点での検証も必要であるし、その状況により、またやれることを考えていきたいと思う。

回答 ② ひめしゃら券の見直しについては、過去において職員団体から様々な意見をいただいている経緯等を踏まえ、制約があるなかで検討を重ね、今回かなり思い切った形で辿り着いた見直しである。

今後も適正な予算執行の中で、できるだけ柔軟な発想で、利用状況の向上に繋がる施策について、皆様のご意見をいただきながら実施していく考えでいる。

5. 議案の承認

満場一致で議案のとおり承認された。

6. 閉会